

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成19年8月24日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)木川店舗
草津市木川町字樋頭309-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 朝陽物産株式会社 京都府京都市左京区田中関田町22番地8
代表取締役 岩本 光吉
 - (2) 株式会社モリオカ 大阪府大阪市旭区千林二丁目2番12号
代表取締役 森岡 秀明
 - (3) 有限会社イーカム 京都府京都市北区紫竹上園生町8番地2
代表取締役 鄭 喜斗
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 株式会社ドン・キホーテ 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
代表取締役 成沢 潤治
 - (2) 株式会社モリオカ 大阪府大阪市旭区千林二丁目2番12号
代表取締役 森岡 秀明
 - (3) 有限会社イーカム 京都府京都市北区紫竹上園生町8番地2
代表取締役 鄭 喜斗
 - (4) ほかに未定小売業者あり
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年3月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,089平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 190台
- 7 駐輪場の収容台数 88台
- 8 荷さばき施設の面積 98平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 38.4立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (1) 株式会社ドン・キホーテ 24時間営業
 - (2) 株式会社モリオカ 開店時刻 午前11時
閉店時刻 午後10時
 - (3) 有限会社イーカム 24時間営業
 - (4) 未定小売業者 24時間営業
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 4箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間（一部施設は午前6時から午後10時まで）
- 14 届出年月日
平成19年7月30日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1新館 2階
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1東館 3階
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13-30
 - (2) 縦覧期間 平成19年8月24日から平成19年12月24日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成19年12月24日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1